

平成28年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

平成28年2月17日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会



---

平成28年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

平成28年2月17日(水) 午後2時開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階

桜島の間

---

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同  
補充員の選挙
- 日程第 4 議案第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政  
不服審査会条例制定の件
- 日程第 5 議案第 2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、  
費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件
- 日程第 6 議案第 3号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報  
公開条例の一部を改正する条例制定の  
件
- 日程第 7 議案第 4号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人  
情報保護条例の一部を改正する条例制  
定の件
- 日程第 8 議案第 5号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報  
公開・個人情報保護審査会条例の一部  
を改正する条例制定の件
- 日程第 9 議案第 6号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期  
高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件
- 日程第 10 議案第 7号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合一般会計補正予算(第2号)

- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 7 年度鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 8 年度鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合一般会計予算
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 4 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(14人)

2番	仮屋	秀一	議員	3番	西平	良将	議員
4番	前之園	正和	議員	5番	上野	一誠	議員
7番	本田	修一	議員	8番	上村	環	議員
10番	欠員			11番	笹山	義弘	議員
12番	湯之原	一郎	議員	13番	西牟田	徹也	議員
15番	水口	孝俊	議員	16番	名越	修	議員
17番	日高	好作	議員	19番	徳田	康光	議員
20番	琉	理人	議員				

---

欠席議員(5人)

1番	森	博幸	議員	6番	本坊	輝雄	議員
9番	朝山	毅	議員	14番	楠元	忠洋	議員
18番	鎌田	愛人	議員				

---

説明のため出席した者(12人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	慎一	君	事務局次長	田中	逸朗	君
業務課長	福永	典明	君	総務課主事	後藤	美穂子	君
総務課主事	脇	美奈子	君	業務課主査	川東	祐介	君
業務課主査	岩元	千鶴	君	業務課主事	菊田	みゆき	君
業務課主査	山下	紘	君	業務課主事	前原	元紀	君

---

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 竹山 里華 君

= 開会：午後 2 時 0 0 分 =

**議長（仮屋 秀一君）** これより、平成 28 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

平成 27 年 12 月 22 日付けで前南九州市議会議長の菊永忠行議員が、同市議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第 9 条第 2 項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配布いたしましたとおり監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第 1 号〕のとおりであります。

**議長（仮屋 秀一君）** それでは、日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号 4 番 前之園正和議員及び議席番号 13 番 西牟田徹也議員を指名いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第 2「会期の決定」を議題といたします。

今議会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

**議長（仮屋 秀一君）** ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成28年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会に臨み、所信の一端を申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用な中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ、関係機関の御理解・御協力のお陰を持ちまして円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

さて、国におきましては、昨年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国保制度創設以来の大改革がなされることになるなど、プログラム法等に沿って、本制度を含む医療保険制度の改革が進められております。

広域連合といたしましては、国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう現行制度の円滑な運営に努め、被保険者の皆様の健康の維持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算、並びに平成28年度の当初予算など10件の議案を提案いたしております。

特に、本年度は、平成28年度及び平成29年度の保険料率を決定することとなっており、その算定にあたりましては、医療費の動向のほか、当広域連合の剰余金、並びに県に設置している財政安定化基金の活用など各方面から検討を進めてきたところであります。

何卒、慎重な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第3「鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦とし、指名の方法については、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、まず、選挙管理委員として、

鹿児島市桜ヶ丘5丁目23番地19 上林房一正君

同補充員として、

鹿児島市新屋敷町24番15号 馬場竹彦君

鹿児島市上荒田町52番1 416号 田之上齊君

鹿児島市油須木町225番地 久保山宏君

鹿児島市田上台3丁目39番1号 大町盛之君

をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました5名の諸君を、それぞれ選挙管理委員及び同補充員の当選人として決定し、補充員の順位については、馬場、田之上、久保山、大町君の順位とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、いずれもそのように決しました。

なお、ただいま当選されました諸君には、会議規則第32条第2項の規定により、本職より後ほど告知いたしますので、御了承願います。

議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第4 議案第1号「鹿児島県後

期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

平成26年6月13日に、全部改正された新しい行政不服審査法が公布され、本年4月1日から施行されることとなっております。

その主な内容は、審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続が導入され、不服申立て手続が審査請求に一元化されるとともに、審査請求をすることができる期間が延長されるというものでございます。

これにより、当広域連合におきましても、新たな第三者機関として行政不服審査会を設置する必要があるため、審査会の組織、運営その他必要な事項を定める行政不服審査会条例を制定するものでございます。

その内容でございますが、第1条で、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき行政不服審査会を設置すること、第2条で、審査会は委員5名以内で組織することを規定しております。第3条では、委員について、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱するとし、任期は2年としております。

2ページをお開き願います。

第4条では、審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとし、専門委員は、当該専門事項に関する調

査が終了したときは解任されることとしております。

なお、この行政不服審査会につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会が設置する県内市町村の統一的行政不服審査会を利用することとしておりますが、この統一的行政不服審査会は、情報公開・個人情報保護審査会と同様に、委嘱する委員のみを統一するものでございまして、設置形態自体は当広域連合の単独設置となります。

施行期日につきましては、行政不服審査法の施行期日と同じ、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一 君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一 君）** 次は、日程第5 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田 事務局長。

〔前田 慎一 事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一 君）** 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

この条例改正は、議案第1号の行政不服審査会の設置に際し、委員の報酬及び費用弁償について規定しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2条第1項の報酬及び費用弁償の支給対象に、第6号として、行政不服審査会の会長及び委員を追加し、6ページになりますが、支給する報酬の額を定める別表第2において、その報酬額につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員と同じ、日額で会長1万8千円、委員1万5千円としております。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第6 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」について、  
御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

当広域連合の情報公開条例について、新しい行政不服審査法の  
本年4月1日からの施行に伴い、改正が必要となったものでござ  
います。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。  
10ページをお開き願います。

新しい行政不服審査法において、従来の異議申立てが廃止され、  
不服申立ての種類が原則として審査請求に一元化された不服申立  
構造の見直し等に伴い、用語等の整理を行う必要がありますこと  
から、10ページの目次並びに11ページから13ページにかけ  
て、第3章の章名、第19条から第21条までの見出し及び条文  
中の「不服申立て等」又は「不服申立て」を「審査請求」に、「不  
服申立人」を「審査請求人」に、「決定」を「裁決」に改めること  
としております。

次に、11ページ、第19条の審査会への諮問等において、諮  
問対象に開示請求に係る不作為を追加し、これを同条の第1項と  
いたしますとともに、12ページになりますが、第20条の審査  
会へ諮問した実施機関の諮問した旨の通知義務についての規定を  
第19条の第2項とし、第3項として、審査会への諮問は弁明書  
の写しを添えてしなければならないという規定を追加した上で、  
第19条を第20条とすることとしております。

そして、11ページにお戻りいただきますが、第20条の前に、  
新たに第19条として、公文書の開示決定等に係る審査請求につ  
いては、新しい行政不服審査法により導入される審理員制度は適  
用しないという規定を設けることとしております。

これは、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定  
等に対する審査請求については、条例に基づき設置されている情

報公開・個人情報保護審査会において調査審議手続が行われ、その答申を踏まえて実施機関が裁決するという手続が既にとられておりますことから、審理員による審理手続を適用除外とする規定を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第7 議案第4号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田 慎一 事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第4号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

当広域連合の個人情報保護条例について、新しい行政不服審査法の本年4月1日からの施行に伴い、改正が必要となったものでございまして、議案第3号の情報公開条例の一部改正と同様の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。  
18ページをお開き願います。

新しい行政不服審査法における不服申立構造の見直し等に伴い、用語等の整理を行う必要がありますことから、18ページの目次並びに19ページから21ページにかけて、第5章の章名、第46条から第48条までの見出し及び条文中の「不服申立て等」又は「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定」を「裁決」に改めることとしております。

次に、19ページ、第46条の審査会への諮問において、諮問対象に開示請求等に係る不作為を追加し、また、19ページから20ページにかけての実施機関による審査会への諮問を義務付ける必要がない場合として、同条に列記してある4つの号を2つの号に整理して、これを同条の第1項といたしますとともに、21ページ、第47条の審査会へ諮問した実施機関の諮問した旨の通知義務についての規定を第46条の第2項とし、第3項として、審査会への諮問は弁明書の写しを添えてしなければならないという規定を追加した上で、第46条を第47条とすることとしております。

そして、19ページにお戻りいただきますが、第47条の前に新たに第46条として、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求については、新しい行政不服審査法により導入される審理員制度は適用しないという規定を設けることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第4号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第 8 議案第 5 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田 慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第 5 号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の 2 3 ページをお開き願います。

当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会条例について、新しい行政不服審査法の本年 4 月 1 日からの施行に伴い、改正が必要となったものでございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。

2 6 ページをお開き願います。

第 1 条及び第 2 条は、情報公開条例の第 1 9 条を第 2 0 条に、個人情報保護条例の第 4 6 条を第 4 7 条に改めるもので、議案第 3 号の情報公開条例の一部改正及び議案第 4 号の個人情報保護条例の一部改正を踏まえたものでございます。

2 7 ページを御覧ください。

第 4 条の委員に関する規定において、議案第 1 号の行政不服審査会条例の委員に関する規定と同様に、委員が心身の故障のため職務執行が困難と認める場合や委員として不適切な非行があると認める場合等は罷免できる規定を第 7 項として、また、在任中の政治的行為を制限する規定を第 8 項として追加することとしております。

第6条、意見の陳述では、28ページになりますが、第2項を同条第3項とし、第2項として、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関並びに処分庁等を招集して意見の陳述をさせるものとする規定を、第4項として、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合等には、これを制限することができる規定を、第5項として、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる規定を新たに設けることとしております。

次に、28ページから29ページになりますが、第9条において、審査会に提出された資料が電磁的記録の場合の取扱いを明確化するとともに、閲覧に応じることについて、努力義務から実施義務に改めた上で、同条を同条第2項とし、新たに第1項として、審査会は意見書又は資料の提出があったときは、その写しを提出者以外の審査請求人等に送付すること、第3項として、提出された意見書又は資料の写しを送付し、又は閲覧させようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないことを追加することとしております。

このほか、本則中の「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるなど、用語の整理を行っております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** これより質疑に入ります。

それでは、質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

質疑の回数は、会議規則第48条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までです。

また、発言の時間は、申し合わせにより、答弁を含め一人30分以内といたします。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

4番(前之園 正和君) それでは、第4条第8項の部分について伺います。

審査会委員について定めた部分であります。審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないとの条項を加えるものであります。

そのまま読みますと、政党その他の政治的団体の役員になってはならない、また、役員にならなくても積極的に政治運動をしてはならないということであります。役員といっても、会社に例えると、部長もいれば、課長、係長、主任などいろいろあります。役員になってはいけないとは、具体的にどういうことなのか伺います。

また、積極的政治活動とは、どのようなものを指すのか伺います。

また、憲法第19条には、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとありますが、これとの関係はどのように考えられるか、以上、伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(仮屋 秀一君) 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長(前田 慎一君) ただいま、この第4条第8項の規定に関しましての御質問をいただきました。

まず、その審査会の委員でございますけれども、審査会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職に該当いたしますため、同法第36条に規定する一般職地方公務員の政治的行為の制限に関する規定の適用を受けないこととなっております。

しかしながら、審査会委員は政治的中立性の確保が要求され、また、客観的かつ公正な判断が求められること、さらに、国の情報公開・個人情報保護審査会においても、同審査会の設置法によ

り、同じように委員の政治的行為を制限する規定が設けられておりますことから、今回、第4条第8項の規定を設けようとするものでございます。したがいまして、審査会の委員に選任された方には、この規定が適用されることとなるものでございます。

それから、憲法との関係の御質問をいただきました。審査会委員は、ただいま申し上げましたとおり、政治的中立性の確保が要求され、また、客観的かつ公正な判断が求められますことから、この規定は、その政治的中立性を損なうおそれのある政治的行為を制限しようとするものでございまして、そのことが県民の信頼の確保にもつながるものと考えております。

このようなことから、この規定による審査会委員の政治的行為の制限は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、その方法の制約にとどまるものであって、合理的かつ必要やむを得ない限度内と思料されますので、憲法の許容するところであると考えております。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

4番（前之園 正和君） ただいま、答弁をいただきました。

一言で言うならば、公正にあるべきものとして、当然の手續を踏むということだというふうに思うわけであります。

そこで、いずれにしても第4条第8項は、今回、新たに加えようというものであります。今言った、公正にあるべきものを当然のものとして定めるということであるならば、言ってみれば定めるべきを定めてなかったから今回定めるというふうにも聞こえるわけですが、そういうことになるのか。

また、全国的に見た場合、あるいは鹿児島県内を見た場合に、新たに加えなければならないような事例があったのかなかったのか、それについて、もし分かっていたらお答えいただきたいと思

います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 今回、この情報公開・個人情報保護審査会条例におきまして、委員の規定の中にこの政治的行為の制限というのを設けましたのは、先ほど議決いただきました第1号議案で、行政不服審査会の条例制定におきまして、委員のやはり規定の中で政治的行為の制限というのを設けたところでございます。同種の審査会でございますので、私どもといたしましては、この行政不服審査会の委員の規定との整合性をとるという意味もございませぬ。

それから、この行政不服審査会につきましては、国の、今回、本年4月1日から施行されます行政不服審査法における行政不服審査会の委員の規定の中にも同じような規定がうたわれているところでございます。

それから、県内その他の団体等においてこういう規定がされているかどうかというのは、私どもといたしましてはよく承知をしておりますが、今回、これまで私どもの情報公開・個人情報保護審査会においては、こういう規定がなかったこと、そして、今回、新たに条例を制定いたします行政不服審査会条例において、この規定を定めるということとの整合性をとるということで、今回、この第4条第8項として、この規定を追加するというにいたしましたものでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

**4番（前之園 正和君）** もし分かったらということで、前提でお

伺いたんですが、私が伺いたかったのは、同様の規定が他の県などでどうかということではなくて、例えば、政党に関わる人、あるいは政治活動をするような人が、審査会委員として、これまで駄目ということになってなかったわけですので、いたと、だから、今回、それをできないようにと言いますかね。そういう何かの事例があったのかと、もし分かればということで、その点を伺ったんですが。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 愼一君）** 特にそういう事例があったかどうかということについては私どもも把握しておりませんが、これは元々そういう、例えば政党の役員であった方とか、あるいは政治的な運動をされていらっしゃる方をこの委員に選任できないということではなくて、委員に選任されました暁には、この規定が適用されるということの意味でございます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 以上で、通告による質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第5号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第9 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、保険料率の改定及び軽減判定所得の見直しに伴うものでございますので、条例の改正内容を説明いたします前に、まず、平成28年度及び平成29年度における保険料率算定について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度における保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により、広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定することとなっており、その保険料率は2年ごとに定めることとされておりますことから、今回、平成28・29年度の保険料率を定めようとするものでございます。

保険料率の算定方法でございますが、まず、医療給付費等総額や審査支払手数料など、平成28・29年度における費用の見込額から、国、県、市町村それぞれの負担金や国保、健保等、現役世代が加入する医療保険者からの支援金など、平成28・29年度における収入の見込額を差し引いて保険料収納必要額とし、これを予定保険料収納率で除して賦課総額を算出いたします。

さらに、保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される均等割と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割で構成されておりますことから、賦課総額を均等割と所得割の賦課割合で按分して、均等割総額と所得割総額を算出いたします。

そして保険料率は、賦課総額のうち均等割総額を28・29年度の被保険者数の見込みの合計で除して均等割額を、また、所得割総額を旧ただし書き所得の2か年分の合計額で除して所得割率

を算定いたします。

なお、今回の保険料率算定にあたりましては、広域連合における剰余金を全額活用いたしますとともに、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため県に設置されております財政安定化基金につきましても、本来の財政リスクへの対応に支障のない範囲で可能な限り活用することにより、できるだけ保険料率の上昇を抑制する議案としてお願いすることといたしております。

また、平成28年度からの後期高齢者医療制度の主な改正点でございますが、まず1点目といたしまして、診療報酬改定率が平成28年度予算政府案において、全体でマイナス1.03%とされております。

2点目といたしまして、後期高齢者負担率が現行の10.73%から10.99%へと引き上げられます。

3点目といたしまして、財政安定化基金標準拠出率が現行の0.044%から0.041%になることとされております。

4点目といたしまして、平成27年度に引き続き、平成28年度においても経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割2割軽減、5割軽減の軽減判定所得見直しが予定されております。

見直しの内容は、対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、2割軽減は被保険者の数に乗すべき金額が現行の47万円から48万円に、5割軽減は被保険者の数に乗すべき金額が現行の26万円から26万5千円にそれぞれ引き上げられるものでございまして、これに伴う高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が、去る1月29日に公布されたところでございます。

なお、平成29年度から原則本則に戻すこととされている保険料軽減特例の見直しにつきましては、激変緩和措置の具体的見直し内容が現時点では未定であり、今後、検討されることとなっております。

次に、平成28・29年度保険料率算定の考え方でございます

が、まず、賦課総額における均等割と所得割の賦課割合につきましては、今回、国から示された所得係数対1で求め、所得割総額対均等割総額を前回改定時の36対64から37対63といたしました。

予定保険料収納率につきましては、軽減特例がなくなる平成29年度の保険料収納率が、現時点で激変緩和措置の具体的内容は未定であるものの、たとえ激変緩和措置があったとしても低下が懸念されることから、平成28年度は前回改定時と同じ99.0%とする一方、29年度は98.5%とし、算定に用いる予定保険料収納率は平均の98.75%といたしました。

保険給付費につきましては、一人当たり保険給付費の伸び率について、これまでの実績を勘案し、平成28・29年度ともに1.5%の伸びとした上で、平成28年度は診療報酬改定率マイナス1.03%、29年度は消費税率のアップによる影響プラス0.9%を加味し、平成28年度0.5%、平成29年度2.4%の伸びといたしました。

剰余金につきましては、27年度の見込額24億7,912万2千円全額を活用することといたしました。

所得の伸び率については、これまでの所得の伸びの実績等を考慮し、1といたしました。

また、財政安定化基金の活用につきましては、同基金の平成29年度末の残高が約53億円となる見込みでございますが、一人当たり保険給付費の伸び率がこれまでで最も大きかった3.16%を万一上回るような財政リスクに対しても対応できるよう備えることとし、今回の保険料財源への繰入額を24億5千万円といたしました。

以上に基づき算定いたしました結果、平成28・29年度の保険料率は、所得割率が現行より0.65ポイントアップの9.97%、均等割額が現行と同じ5万1,500円で据置きとなりました。

ちなみに、これを軽減後の一人当たり年間保険料額で見ますと4万9,370円となり、現行の4万8,014円に比べ1,356円、2.8%の増となっております。

以上が、平成28年度及び平成29年度における保険料率算定の内容でございます。引き続き「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

今回の条例改正は、ただいま説明いたしました保険料率の改定及び軽減判定所得の見直しに伴うものでございます。

改正の具体的内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、33ページをお開き願います。

今回の保険料率改定を踏まえまして、所得割率について、第9条中、「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、「9.32%」を「9.97%」に、また、均等割額について、第10条中、「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」にそれぞれ改めますとともに、34ページになりますが、軽減判定所得の見直しを踏まえまして、均等割額の5割軽減の基準について、第15条第1項第2号中、「26万円」を「26万5千円」に、同じく2割軽減の基準について、同項第3号中、「47万円」を「48万円」に改めるものでございます。

また、保険料軽減特例が平成29年度から原則本則に戻されることから、被扶養者であった被保険者に係る均等割額9割軽減の特例措置について規定している附則第3条及び低所得者に係る均等割額8.5割軽減の特例措置について規定している附則第4条それぞれの見出し及び条文中の「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度」に改めるものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございますが、経過措置といたしまして、改定後の鹿児島県後期高齢者医

療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料に適用し、平成27年度までの保険料については、なお従前の例によることといたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑の通告はありませんので、これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

申し合わせにより、討論の回数は一議題につき1回限り、討論の時間は一人10分以内といたします。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

**4番（前之園 正和君）** 議案第6号に反対の討論を行います。

本議案は、保険料率のうち、所得割率について9.32%から9.97%に引き上げようとするものです。

そもそも2年ごとの保険料見直しは、事実上、2年ごとの値上げを意味するものとなっています。

今回、軽減判定所得の見直しがされておりますけれども、保険料率の引き上げは、被保険者の財政的負担をますます高めるものであります。

よって、本議案に反対をいたします。

〔前之園正和議員 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 以上で、通告による討論を終了いたします。

これより、議案第6号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本案に異論がございますので、この採決は、起立により行います。

本件については、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第10 議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田 慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の37ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ796万3千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,280万3千円といたしております。

主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

43ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金を796万3千円減額いたしております。これは、平成27年度の執行見込み残を減額するもので、第4期分の市町村負担金で調整することといたしております。

次に、歳出でございます。

44ページをお開き願います。

第1款 第1項第1目 議会費で78万1千円減額いたしております。これは、本日の定例会開催に必要な経費以外の執行見込み残を減額するものでございます。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費で313万4千円減額いたしております。これは、主なものといたしまして、第3

節 職員手当等につきましては、総務課職員の時間外手当の執行見込み残、第9節 旅費につきましては、27年度に新たに派遣された職員の赴任旅費や、運営委員会及び幹事会での委員等の欠席による旅費の執行見込み残、第19節 負担金、補助及び交付金につきましては、派遣職員の人件費に係る負担金の不用見込額などを減額するものでございます。第3項第1目 監査委員費で6万円減額いたしております。これは、決算審査及び定期監査を、例月現金出納検査時に合わせて実施したことにより、第1節 報酬及び第9節 旅費の執行見込み残を減額するものでございます。

第4款 第1項第1目 予備費で398万8千円減額いたしております。これは、昨年11月の平成27年第2回定例会でお認めいただきました第1号補正予算で増額した分を当初予算額に減額することで市町村共通経費の総額を少なくし、各市町村の負担金額を抑えようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第11 議案第8号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） 議案第8号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の47ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ81億7,965万9千円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,725億566万2千円といたしております。

減額の主な理由は、49ページに記載してございますように、歳出の第2款 保険給付費が、3月までの執行見込みで、当初の見込みに対して約52億円の減、また、第6款 基金積立金が、平成27年度から高齢者医療制度臨時特例基金への増資を目的とする国の交付金の取扱いが変更され、基金への増資が行われなかったことから、約21億円の減となったことなどによるものでございます。

それでは、主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

55ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金を7,008万7千円減額いたしております。これは、歳出において、共通経費市町村負担金を財源としている医療費適正化事業費、健康保持増進事業費等に執行残が見込まれるため減額するものでございまして、第4期分の市町村負担金で調整することといたしております。

第2目 保険料等負担金を4億7,498万7千円減額いたしております。これは、保険料負担金の決算見込み及び保険基盤安定負担金の確定に基づき減額するものでございます。

第3目 療養給付費負担金を4億1,644万1千円減額いたしております。これは、療養給付費の見込みに基づき減額するものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を12億4,932万1千円、第2目 高額医療費負担金を1,990万7千円、それぞれ減額いたしております。これは、療養給付費及び高額医療費の見込みに基づき減額するものでございます。

第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金を3億4,129万4千円減額いたしております。これは、普通調整交付金が交付対象となる給付費等総額の減により2億6,870万5千円、特別調整交付金が、交付対象となる特殊疾病等の給付見込みの減により7,258万9千円それぞれ減額することによるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を5,874万7千円減額いたしております。これは、長寿健診や口腔検診における実績見込み、また、重複・頻回受診者訪問指導事業における委託料の見込みに基づき減額するものでございます。

第4目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を4億1,244万1千円減額いたしております。これは、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減特例措置の実施に対する交付金の見込みに基づき減額するものでございます。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を4億1,645万9千円、56ページになりますが、第2目 高額医療費負担金を1,990万7千円それぞれ減額いたしております。これは、療養給付費及び高額医療費の見込みに基づき減額するものでございます。

第2項 財政安定化基金支出金 第1目 財政安定化基金交付金を10億円減額いたしております。これは、医療給付費の財源が不足する場合等に財政安定化基金を取り崩すこととしておりましたが、基金からの交付が不要と見込まれるため減額するものでございます。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金を20億8,055万円減額いたしております。これは、支払基金

交付金の今年度見込みに基づき減額するものでございます。

第7款 繰入金 第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を15億8,768万6千円減額いたしております。これは、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減特例措置等の実施に要する費用に充てる基金でございますが、軽減特例措置につきましては、平成27年度より基金事業ではなく、単年度補助金事業へ転換されたことにより、基金への増資が行われなかったことによるものでございます。

なお、同基金につきましては、今年度末で事業を終了し、平成28年度末までに解散することとなっておりますことから、残額を全て繰り入れることとしております。

57ページを御覧ください。

第8款 諸収入 第3項第1目 第三者納付金を8,330万7千円減額いたしております。これは、交通事故に係る医療費について、加害者への損害賠償請求事務を委託している国保連合会から納付される損害賠償金でございます。今年度の見込みに基づき減額するものでございます。

第2目 返納金を4,739万2千円増額いたしております。これは、医療機関や負担割合変更に伴う被保険者からの返納見込みに基づき増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

58ページをお開き願います。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費を9,431万1千円増額いたしております。これは、第3節 職員手当等、第13節 委託料等につきましては、いずれも執行残見込みを減額するものでございますが、第19節 負担金、補助及び交付金につきましては、長寿・健康増進事業に係る人間ドックや、はり・きゅうなどの助成事業を行う市町村への補助金が増となること、及び今年度末で事業を終了する後期高齢者医療制度臨時特例基金の残額を特別会計に繰り入れ、特別対策事業費補助金の歳出予算として

計上することにより増額となることなどによるものでございます。

第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト点検事業費を2,776万2千円減額いたしております。これは、レセプト二次点検等業務委託料の執行残が生じたことにより減額するものでございます。

59ページを御覧ください。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費を51億4,774万4千円、第2目 療養費を3,078万1千円それぞれ減額いたしております。これは、療養給付費、療養費の執行見込みに基づき減額するものでございます。

第3目 審査支払手数料を6,614万7千円減額いたしております。これは、審査支払機関である国保連合会への手数料について、平成26年度の剰余金が約4,500万円あったことから、その分が今年度手数料から控除されること、及び今後の執行見込みに基づき減額するものでございます。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費を8,576万2千円増額、第2目 高額介護合算療養費を3,683万2千円減額いたしております。これは、いずれも今年度の執行見込みに基づくものでございます。

60ページをお開き願います。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費を1,616万1千円増額いたしております。これは、市町村が行う健康診査事業の事業計画変更により長寿健診補助金の実績見込額が当初の見込みより増加するため、増額するものでございます。

61ページを御覧ください。

第6款 基金積立金 第1項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を20億7,308万6千円減額いたしております。これは、先ほど、歳入の第7款 第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金の減額補正のところで説明いたしましたように、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽

減特例措置につきましては、平成27年度より基金事業ではなく、単年度補助金事業へ転換されたことから基金の増資を行わないこと、及び、それに伴う基金運用益の減によるものでございます。

第8款 諸支出金 第1項第4目 償還金を681万円増額いたしております。これは、説明欄に記載してありますように、平成26年度の特別調整交付金償還金、医療費適正化事業費補助金返納金及び高額医療費負担金の国、県への償還金などの確定によるものでございます。

第9款 第1項第1目 予備費を9億8,708万9千円減額いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第8号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第12 議案第9号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第9号「平成28年度鹿児島県後

期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の65ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,548万9千円としており、前年度より124万1千円の減額となっております。

主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

71ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金は、市町村からの共通経費負担金として、前年度より124万円減の8,548万7千円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

72ページをお開き願います。

第1款 第1項第1目 議会費は、定例会2回、臨時会1回分の議会開催経費として、前年度より25万3千円増の433万1千円を計上いたしております。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、総務課及び会計室職員の時間外勤務手当、幹事会、運営委員会、各種会合の旅費及び職員の赴任旅費、事務室の借上料、派遣職員の人件費負担金などでございまして、前年度より148万4千円減の7,972万3千円を計上いたしております。

減額の主なものは、第13節 委託料と第19節 負担金、補助及び交付金でございまして、第13節 委託料につきましては、広域連合発足以来、今日に至るまで整備してきた100を超える例規のすべてについて、平成27年度に内容の精査、見直しを専門業者に委託して行ったところでございますが、平成28年度は新たに制定又は改正が必要になった条例等の精査のみを専門業者に委託すること等から、前年度より105万9千円の減額となっております。

また、第19節 負担金、補助及び交付金につきましては、平

成 28 年度から新たに派遣される総務課・会計室の職員の詳細が分からないため、派遣職員人件費等負担金を今年度の実績見込みで予算計上したことなどにより、前年度より 123 万 8 千円の減額となっております。

一方、第 9 節 旅費につきましては、平成 28 年度に新たに派遣される職員数が増えることにより、赴任旅費の額が増加することなどから、前年度より 35 万 9 千円の増額となっております。

また、第 14 節 使用料及び賃借料につきましても、平成 28 年度の九州ブロック広域連合事務担当者会議が本県で開催されることになっており、その会場借上料等を計上いたしましたことなどにより、前年度より 24 万円の増額となっております。

74 ページをお開き願います。

第 2 項 選挙費 第 2 目 広域連合長選挙費は、平成 28 年度に広域連合長選挙がございますことから、2 万 7 千円増の 2 万 9 千円を計上いたしております。

その他の歳出については、平成 27 年度と大きな差異はございません。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 本案については、質疑及び討論の通告はありませんので、これより表決に入ります。

それでは、議案第 9 号「平成 28 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第 13 議案第 10 号「平成 28 年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第10号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の77ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,706億2,538万3千円としており、前年度より22億9,744万8千円の減額となっております。

また、第2条で、一時借入金の限度額を、これまでと同額の15億6千万円といたしております。

82ページをお開き願います。

予算総額の減は、主として、歳出の第2款 保険給付費が前年度より13億700万9千円の減となっていること、また、議案第8号の特別会計補正予算のところで申しましたように、後期高齢者医療制度臨時特例基金につきましては、平成27年度末で事業を終了し、平成28年度末までに解散することになっておりますことから、歳出の基金積立金が廃款となり、予算計上がなかったことなどによるものでございます。

それでは、主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

83ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金は、業務課職員の共通経費や医療費適正化事業等に対する市町村負担金でございまして、前年度より1,257万3千円増の5億3,658万5千円を計上いたしております。

第2目 保険料等負担金は、前年度より2億5,105万4千

円増の196億9,228万6千円を計上いたしております。これは、算出保険料見込額及び保険基盤安定負担金に係る低所得者の保険料軽減額の増によるものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、前年度より1億501万8千円減の215億2,295万2千円を、また、第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、3億1,505万4千円減の645億6,885万6千円を、第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、1億501万8千円減の215億2,295万2千円をそれぞれ計上いたしております。これらは、いずれも算出基礎となる給付費等総額の減によるものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金及び84ページの第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金は、それぞれ、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に係る国、県の負担金でございまして、いずれも前年度より2,548万6千円増の9億4,821万3千円を計上いたしております。

83ページにお戻りいただきまして、第2款 第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金は、広域連合間の所得格差による財政力の不均衡を是正することなどを目的に交付されるものでございまして、前年度より1億4,122万円増の266億2,193万7千円を計上いたしております。これは、後期高齢者負担率が10.73%から10.99%に上昇すること等により増となるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、重複・頻回受診者訪問指導事業、長寿健診や口腔検診事業、また、著しく高額な医療に関する給付への補助金でございまして、前年度より456万2千円増の1億1,674万9千円を計上いたしております。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減特例措置に係る補填財源として交付されるものでございまして、前年度より4億1,244万1千円減の、16億5,930万6千円を計上い

たしております。これは、国からの内示額が不明確なため、前年度交付決定額と同額を計上したことにより減額となったものでございます。

84ページをお開き願います。

第3款 県支出金 第2項第1目 財政安定化基金交付金は、県との協議により、平成28・29年度の2か年で24億5千万円を取り崩す見込みといたしましたことから、その2分の1の12億2,500万円を計上いたしており、前年度より2億2,500万円の増となっております。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金は、国保・健保等現役世代が加入する各医療保険者からの支援金でございまして、前年度より12億1,246万7千円減の1,066億4,788万3千円を計上いたしております。これは、算出基礎となる給付費等総額の減によるものでございます。

第5款 第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1件当たり400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分について、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金でございまして、前年度とほぼ同額の2,908万5千円を計上いたしております。

85ページを御覧ください。

第6款 諸収入 第3項第1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医療費について、加害者への損害賠償請求事務を委託している国保連合会から納付される損害賠償金でございまして、過去3年間の平均の伸び率から算出し、前年度より6,195万9千円減の、3億4,978万4千円を計上いたしております。

第7款 第1項第1目 繰越金は、平成27年度歳出予算の予備費の予算現額と同額となる42億1,426万5千円を計上いたしております。

次に、歳出でございまして。

86ページをお開き願います。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、電算処理システム保守運用などの委託料、同システム機器等の賃借料、業務課派遣職員の人件費負担金などをごさいますして、前年度より94万5千円減の3億6,312万8千円を計上いたしてあります。

87ページを御覧ください。

第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト点検事業費は、レセプト二次点検等業務委託料や国保連合会へのデータ作成業務委託料などをごさいますして、前年度より589万6千円増の1億5,203万5千円を計上いたしてあります。

88ページをお開き願います。

第4目 医療費通知事業費は、年3回実施する医療費通知の郵送料と通知書作成業務委託料をごさいますして、前年度より29万円増の3,810万5千円を計上いたしてあります。

第5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料をごさいますして、前年度より309万9千円減の1,778万8千円を計上いたしてあります。

89ページを御覧ください。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費は、前年度より15億8,163万1千円減の2,506億3,350万7千円、第2目 療養費は、178万8千円増の22億9,388万円を計上いたしてあります。また、第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費は、前年度より2億5,267万3千円増の116億4,931万3千円、第2目 高額介護合算療養費は、3,464万2千円増の3億2,117万4千円を計上いたしてあります。これらは、いずれも平成28・29年度保険料率の算定にあたっての医療費見込みに基づき計上したものでございます。

第1項の療養諸費にお戻りいただきまして、第3目 審査支払手数料は、国保連合会へのレセプト審査支払手数料をごさいますして、審査レセプト数の見込みにより、前年度より1,412万1

千円減の 5 億 5 , 0 0 3 万 2 千円を計上いたしております。

第 3 項 その他医療給付費 第 1 目 葬祭費は、前年度より 3 6 万円減の 3 億 1 , 9 9 2 万円を計上いたしております。

9 0 ページをお開き願います。

第 3 款 第 1 項第 1 目 県財政安定化基金拠出金は、広域連合の保険財政の安定化を図るための基金への拠出金でございまして、前年度より 5 7 3 万 6 千円減の 1 億 1 , 0 1 0 万 5 千円を計上いたしております。

第 4 款 第 1 項第 1 目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1 件当たり 4 0 0 万円を超えるレセプトのうち 2 0 0 万円を超える部分について、国保中央会が広域連合における高額医療費の発生による財政影響を緩和するために実施する特別高額医療費共同事業の財源となる拠出金でございまして、前年度より 1 , 2 1 1 万 4 千円増の 5 , 0 2 3 万 2 千円を計上いたしております。

第 5 款 保健事業費 第 1 項第 1 目 健康診査費は、市町村が実施する健康診査に対する補助金等で、平成 2 8 年度の受診率を 1 8 %、受診者数を約 4 万 8 千人と見込んで、前年度より 1 , 5 7 8 万 9 千円増の 2 億 4 , 9 8 4 万 9 千円を計上いたしております。

9 2 ページをお開き願います。

第 8 款 第 1 項第 1 目 予備費は、1 0 億 6 , 9 9 4 万 2 千円増の 3 8 億 9 6 7 万 2 千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 本案については、質疑の通告はありませんので、これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

4 番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

4 番（前之園 正和君） 議案第 1 0 号に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を健保や国保など、公的医療保険を強制的に脱退させ、劣悪の医療保険制度に囲い込んだものです。

制度の導入時、厚生労働省の担当幹部は、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者が自らの痛みで感じてもらうと明言しました。75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料に跳ね返る仕組みだからです。

年齢で区別、差別される世界でも異例の高齢者いじめの医療制度は、一刻も早く廃止されるべきと考えますが、存続されている下にあっては、国庫支出金や県支出金を増やし、保険料軽減と減免拡大のために努力すべきであります。

本議案は、保険料引き上げの議案第6号が前提となるなど、必要とする財源は保険料に求めるという立場が先行をしています。

よって、本議案に反対をいたします。

〔前之園正和議員 着席〕

**議長(仮屋 秀一君)** 以上で、通告による討論を終了いたします。

これより、議案第10号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本案に異論がございますので、この採決は、起立により行います。

本件については、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長(仮屋 秀一君)** 次に、日程第14「一般質問」を行います。

それでは、質問の通告がありましたので、発言を許可いたします。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

**4番(前之園 正和君)** 通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、マイナンバー制度施行に伴う問題についてです。

今年の1月1日からマイナンバー制度が施行されております。マイナンバーは、住民票を有する全ての人に1人1つの12桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤だとされております。

しかし、実際には、利便性があるとするれば、国や行政機関の方であって、国民の側には特段のメリットはなく、国民が国の管理下におかれ、セキュリティ上も大きな問題がすでに起きております。1月1日から施行されたものの、いろいろな理由で個人番号の通知がなされていない人が数パーセントおります。このことを一つ取ってみても、制度として成り立っていないと言わなければなりません。

施行されたことによって、いろいろな書類にマイナンバーの記載を求められることとなります。それでは、マイナンバーの記載がない場合はどうなるのか。これらについては、国においても地方議会においても確認がされてきております。国や自治体は、マイナンバー制度に理解を求めると同時に、記載を求めることとなりますが、現実の問題として、その理由に関わらず、記載がされなくても問題なく書類は受理され、ナンバーが記載されないことによって、何ら不利益は生じないということでもあります。

そこで、伺いますが、本広域連合において、マイナンバーの記載を求める申請書や届出書等には、どのようなものがあるか示していただきたいと思っております。

また、マイナンバーの記載がなくても各書類は受理され、記載のないことによる不利益は生じないと思っておりますが、確認をさせていただきたいと思っております。

次に、広域連合議会の議員定数や構成に関連してであります。

後期高齢者医療広域連合は、都道府県ごとに構成されておりますが、鹿児島県は自治体数43で定数20人。構成は自治体の市長、首長が10人で、自治体の議員が10人となっております。20人

は、自治体数 43 の 46.5% になります。九州各県で比べると、議員の実数では、宮崎の 15 人に次いで 2 番目に少なく、自治体数に対する割合で見れば、福岡の 46.0% に次いで 2 番目に少なくなっています。いずれにしても、九州各県で比べれば、連合議会議員は少ない状況です。また、構成を見ますと、自治体の市長、首長は含まず、自治体の議員だけで構成している所が 3 県あります。

そこで、伺いますが、議員定数が九州各県で比べると、鹿児島は少ないというのが実態です。これについて、どのように考えるか、伺います。

次に、各自治体の市長、首長と議員で構成している所と、各自治体の議員だけで構成している所がありますが、これについては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 愼一君）** ただいま、御質問いただきました。

まずは、マイナンバー制度の関係でございます。

マイナンバーを記入する申請書等でございますけれども、後期高齢者医療制度における各種の届出や申請の際に提出する届書及び申請書等の記載事項につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に規定されておりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、同施行規則をはじめ、健康保険法、国民健康保険法等の各施行規則を一括して改正する厚生労働省関係省令の整備に関する省令が、昨年 9 月に公布され、本年 1 月からの個人番号の利用開始に併せて、各施行規則に記載事項が規定されている届書及び申請書等には、個人番号を記載するものとされたところでございます。

これにより、後期高齢者医療制度において、個人番号の記載が

追加された届書及び申請書は、個人番号を必ず記載しなければならないものが、被保険者証の再交付の申請に係る申請書や高額療養費の支給の申請に係る申請書など、全部で20、また、氏名か個人番号のどちらかを選択できるものが、療養費の支給の申請に係る申請書の1種類となっているところでございます。

次に、マイナンバーの記入のない、記載のない申請書等が受理されるかどうかということでございますけれども、内閣府によりますと、個人番号の記載がない申請書等につきましては、申請書等に番号を記載することが法的な義務である旨を説明し、個人番号の記載を求めることとされております。

しかしながら、個人番号が分からないなど記載が困難な場合には、届出及び申請の対象者が高齢者であることに鑑み、届出等の負担が過重なものとならないように配慮するよう厚生労働省より通知がございまして、その通知に基づき、市町村職員が住民基本台帳ネットワーク等を用いて、申請者の個人番号を検索し、個人番号を記載することにより申請書等を受理できることとなっております。

また、申請者が個人番号の記載を拒否した場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第2項の規定に基づき、市町村職員が住基端末を利用し、地方公共団体情報システム機構の保有する個人番号を含む本人確認情報の提供を受けることができますので、このような場合でも申請書は受理されることとなっております。

続きまして、広域連合議会のことでお尋ねがございました。

まず、自治体数から見て議員数が少ないのではないかというお尋ねでございましたが、九州各県における議員定数と構成市町村数の比率をみますと、議員御指摘のとおり、当広域連合は低い値となっております。

これは、当広域連合の発足当時、広域連合の区域が県内全域であるため、地域バランスという観点が重要であることから、当時

の県議選の選挙区数をベースに高齢者人口、市町村数、人口の三要素を加味して決定をしたという経緯がございます。

また、被保険者数を議員定数で割った議員一人当たりの被保険者数で見ますと、当広域連合の議員一人当たりの被保険者数は1万3,030人となっております。全国平均の1万2,859人に近い数値であることから、当広域連合の議員定数は適正な規模ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、議会の構成についての御質問がございました。

当広域連合の議会は、市町村の長及び議員による混在型の議員構成となっております。これにより、各自治体で住民の選挙により選出された市町村議会議員である議員の方からは、住民代表として後期高齢者医療制度の運営に対する被保険者の声を広域連合議会を通じて反映していただけるものと考えております。

また、市町村は、被保険者と直接接する窓口業務等を行っており、住民に最も身近な存在として、被保険者から直接御意見を聞く機会が多いことから、市町村の長が議員となることで、そうした被保険者の声を広域連合の議会を通じて制度の運営に反映していただけるとともに、市町村が担う後期高齢者医療制度の運営に係る事務を通じて把握される、制度上の課題等についての問題提起や改善策の提言等についても行っていただけるものと考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

**4番（前之園 正和君）** 答弁をいただきました。

マイナンバーのことについてですが、国の関係機関は全てマイナンバーの記載がなくても書類は受理されるし、番号記載がなくても不利益はなく罰則もないとしています。例えば、内閣府はマイナンバーカードの取得は申請によるもので、強制ではなく不利

益も生じない。諸書類に番号記載がなくても書類は受理され、事業者も含めて不利益は生じないなどとしています。国税庁も番号記載がなくても書類は受理され、記載なきことで不利益も罰則もないとしています。厚生労働省も同様であります。

つまり、番号記載がなくても書類は受理され、何の不利益もなく罰則もないということでもあります。答弁の中でも、このことについては触れていただいたとおりであります。

つまり、番号記載が、もちろん番号の記載を求めると、その努力をするということが前提ではありましようけれども、結果として、マイナンバーの記載がなくても受理され、不利益も生じないということは、本広域連合議会独自の判断ということではなくて、国の扱いとしてそのようになっているということだと思っておりますが、そのことを一つ確認をしていただきたいと思っております。

それから、広域連合議会の議員定数や構成に関してであります。各県で事情も違いますでしょうから、一概にこうすべきだということは言えませんが、ただ、鹿児島県は定数が少ないのかなという気がするわけであります。自治体数との関係、それから実人員との関係から見ましても、そのような気がするわけあります。

構成については、これもまた経緯があるとは思いますが、現在の市町村長と自治体の議員双方がいいのか、3県がそうであるように、地方自治体の議員だけで構成すべきなのか、この議員の定数も含めて、その構成のあり方も含めて、当初からすれば一定の年月も過ぎているわけですので、一度検討をする必要は、救急にということではないかもしれませんが、一度検討をする、あるいは調査をする、他の県がどういう理由でそうなっているかということも含めて、調査や検討をする必要自体はあるのではないかなという気がするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田 慎一 事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** まず、1点目のマイナンバーの関係でございますけれども、私ども独自の判断でそういう取扱いをするということではなくて、これは内閣府の見解、あるいは厚生労働省からも、後期高齢者に対する配慮といったような趣旨の通知が出ておりまして、これはもう全国一律にこういった取扱いをするということになっているところでございます。

それから、議会の関係でございまして、これは先ほど答弁で申し上げましたように、発足当時にこの議会の構成等いろいろ議論する中で、確かに例えば当時、今、43市町村でございまして、設立当時は49市町村ございまして、例えば1市町村から1名ずつ議員を出したらどうかとかといったようないくつかの案を検討した経緯がございまして。

ただ、私どもの県は、全国に比べましても市町村数が多いということ、それから多くの離島を抱えているといったようなことなどもございまして、1市町村1名ずつの49名では多すぎるのではないかと。それからやはり必要最低限の経費でもって運用すべきではないかといったような御議論がございました。そしてまた、設立準備の委員会がございまして、各委員に対するヒアリングにおいても、そういったような意見が大勢であったというふうに聞いております。

また、構成の議員とそれから首長さんの混在している状況でございまして、これは他県が調査した、議会の構成等について調査したことが過去ございまして、その時には全国的に見ますと、やはり市町村の長と議員との混在型という県が、やはり数としては多かったように記憶をしております。

これにつきましても、先ほど申し上げましたように、それぞれ議員の方を通じて、あるいは市町村の長を通じて、被保険者の方々の声を反映していただけるといったようなこと、また、特に市町村の長につきましては、市町村が後期高齢者医療制度の一端を担

っているといったようなことから、この制度の事務を運営する中で、いろいろ把握できる様々な課題でございますとか、あるいは制度の運営にあたっての改善策の提言といったようなことも、私どもとしては期待ができますので、この混在型というのは私どもとして、いい方向で、今、進んでいるのではないかというふうに思っているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

**4番（前之園 正和君）** 議員の後段の方でありますけれども、その中での定数の部分についてですが、当初から、49が43でしたか、若干、さらに合併が進んでということの反映でありますけれども、ただいま現時点における認識、考えを答弁としていただいたんですが、それはもう確定的なものということなのか、変えるということではなくて、49が43になったという経緯もありますので、あらためて調査なりする考えはないかどうかと、その1点についてはいかがでしょうか。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** ただいまの御意見に対しまして、各議員の皆様、あるいは当広域連合は県内全部の市町村で構成されておりますので、また各市町村の方からそういったような御意見等を賜れば、私どもの方でもまた全国の調査をするなどして、その結果を皆様にお示しし、議論をしていただければというふうに思っております。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 以上で、通告による質問を終了いたします。

これをもって「一般質問」を終了いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

**広域連合長（岩切 秀雄君）** ありがとうございます。定例会の閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方に慎重な御審議を賜りました。また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関・団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも、制度の運営について、御理解・御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

= 閉会：午後3時36分 =

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長            仮 屋   秀 一

署名議員        前之園   正和

署名議員        西牟田   徹也